

沖縄事業再生

3月 理事会・勉強会のご案内 (第85回)

2019年3月6日
沖縄事業再生研究会
代表理事 与世田兼稔、竹下勇夫

場 所： 那覇市IT創造館（大会議室）

日 時： 2019年3月27日（水）18：00～20：00

（理事会） 18：00～18：10

1. 会員入会申込者の承認について
2. その他

（勉強会） 18：10～20：00

【テーマ】

ビットコイン取引所 MTGOX は、
なぜ破産手続から再生手続に移行できたのか？

講 師： 中島弘雅氏 慶應義塾大学名誉教授、専修大学法学部教授

【講演等の概要】

仮想通貨「ビットコイン」取引所 MTGOX は、平成 26 年 2 月、同社への不正アクセスによりビットコインが消失したことが契機となって経営破綻した。MTGOX は、東京地裁に再生手続開始申立てをしたが、裁判所は、4 月 24 日、MTGOX に対して破産手続開始決定をした。その後、約 3 年半にわたり、破産管財人の下で MTGOX の破産手続が進められていたが、破産当時、債務超過であった MTGOX は、その管理下にあるビットコイン等のその後の価格高騰により大幅な資産超過となった。そこで、このままでは MTGOX の経営者に 1800 億円が分配されることを不当と思った、MTGOX のビットコイン債権者の一部が、平成 29 年 11 月、破産会社 MTGOX について再生手続開始の申立てを行った。しかし、この時点で破産手続が開始してから 3 年半が経過し、すでに破産債権の存否や額等も確定していたことから、この段階にまで至った破産会社について再生手続を開始するには、多くの理論上の問題をクリアーする必要があった。本講演では、裁判所が MTGOX について再生手続を開始するに当たり、どのような問題があり、それらの問題がどのようにクリアーされたかを、お話ししたいと思う。

【講師ご紹介】

1954 年 3 月 10 日、兵庫県に生まれる。1976 年 3 月、東北大学法学部卒業。筑波大学社会科学系助教授、東京都立大学法学部教授、慶應義塾大学法科大学院教授を経て、2018 年 4 月より、慶應義塾大学名誉教授・専修大学法学部教授。

（紹介者：与世田、竹下代表）

※ご出欠連絡については、諸準備の都合上、本メール返信にて3月20日（水）までをお願いいたします。

沖縄事業再生研究会（事務局）
日本公認会計士協会沖縄会
E-mail : okinawa@sec.jicpa.or.jp
k.yamanoha@sec.jicpa.or.jp

Tel 951-1820 Fax 951-1833
(担当：呉屋)

第 85 回勉強会 (平成 31 年 3 月 27 日)

ビットコイン取引所 MTGOX は、なぜ破産 手続から再生手続に移行できたのか？

講 師 慶應義塾大学名誉教授、専修大学法学部教授 中島弘雅氏
紹介者 与世田兼稔代表、竹下勇夫代表(参加者 25 名)

- (1) 仮想通貨「ビットコイン」取引所 MTGOX は、平成 26 年 2 月、同社への不正アクセスによりビットコインが消失したことが契機となって経営破綻した。
- (2) MTGOX は、東京地裁に再生手続開始申立てをしたが、裁判所は、4 月 24 日、MTGOX に対して破産手続開始決定をした。
- (3) その後、約 3 年半にわたり、破産管財人の下で MTGOX の破産手続が進められていたが、破産当時、債務超過であった MTGOX は、その管理下にあるビットコイン等のその後の価格高騰により大幅な資産超過となった。
- (4) そこで、このままでは MTGOX の経営者に 1800 億円が分配されることを不当と思った、MTGOX のビットコイン債権者の一部が、平成 29 年 11 月、破産会社 MTGOX について再生手続開始の申立てを行った。
- (5) しかし、この時点で破産手続が開始してから 3 年半が経過し、すでに破産債権の存否や額等も確定していたことから、この段階にまで至った破産会社について再生手続を開始するには、多くの理論上の問題をクリアーする必要があった。

破産債権の確定手続がすでに終了した破産会社に対して、再生手続開始申立がなされた場合に、裁判所が、再生手続開始決定をする上で、理論的にどのような課題があり、また、それはクリアーできるかどうかの検討が必要であった。

特に、再生手続の開始に当っては次のような問題点があった。

問題点 1 破産債権は、既に確定しており、確定判決と同一の効果が生じているので、改めて再生開始時点のビットコイン評価額で再生債権の届出をすることはできないのではないか。このことは、「債権者一般の利益」に返すのではないかが問題となる。いわゆる清算価値保証原則に関わる問題である。

問題点 2 再生手続に移行すれば、ビットコイン債権者への配当額は 100%以上と多くなるが、非ビットコイン債権者への配当額は 100%となり、債権者一般の利益に反するのではないか。

問題点 3 MTGOX 社は、再生すべき事業はすでに存在しない。事業再生に関する条項は、盛り込まれないことが予想されるが、そのような再生計画案であっても、民事再生法にいう「再生計画案」といえるかも問題になる。

このような問題点について、MTGOX の倒産事件を素材として、破産債権の確定手続がすでに終了した破産会社に対して、再生手続開始申立がなされた場合に裁判所が、再生手続開始決定をする上で、理論上どのような問題があるか。また、それは理論的にクリアーできる問題かどうかの検討が行われた。

